

日本の運転免許証の更新について

日本の運転免許証の更新について、警察庁は通常の更新手続きができない方に対して、以下の手続きを行うことで運転可能期間の延長を認めております

1 警察庁は、新型コロナウイルスをめぐる状況に鑑み、通常の更新手続きを受けることができず、更新期限が令和2年3月13日～7月31日までの間である場合、更新期限前に警察署や運転免許センター等に申し出て、期間延長につき裏面に記載もしくはその旨を記したシールを入手することで、運転可能期間を3ヶ月延長することを認めています。

2 なお、多くの都道府県警察では、郵送による運転可能期間延長申請を認めております（期間延長シールの郵送先は運転免許証に記載された住所に限られます）が、都道府県警察によっては代理人による申請を認めている場合もありますので、更新手続きが必要な方におかれましては、免許証を発行した公安委員会下の都道府県警察にご照会ください。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506)2232-1255 Fax : (506)2231-3140

E-mail : embjapon@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>